

一九九八年のスウェーデンにおける地域政策をめぐる政治論議

穴見 明

- 1 はじめに
- 2 理論的枠組み
 - 2-1 「国民的競争国家」ないし「シミュムペーター的競争国家」と政治統合
 - 2-2 経済政策の対象としてのサブナショナルな地域
 - 2-3 課題の限定
- 3 一九九八年の地域政策提案をめぐる国会論議
 - 3-1 地域政策に関する政府提案の概要
 - 3-2 政府提案に対する各党の主張
 - 3-3 政党間の位置関係についての分析
 - 3-4 「地域成長契約」制度の導入をめぐる議論
- 4 むすびにかえて

1 はじめに

スウェーデンでは一九六〇年代に、全体的趨勢としては完全雇用をとまなう経済成長が進むなかで、国内の一部地域

一九九八年のスウェーデンにおける地域政策をめぐる政治論議

に経済発展の遅れや衰退（および、それと密接に関連する人口の減少）が目立つようになり、それらの地域を国民経済に統合していくことを課題とする地域政策が、独自の政策分野として確立されるにいたった。そのさい地域政策の基軸は、経済活動が過熱している地域から経済活動が停滞ないし衰退しつつある地域に工業立地を移転させることに置かれた。その後暫時、地域政策の基本はこの立地移転アプローチによるものであった。しかし、一九八〇年代以降、経済的・社会的な変動を背景として、地域政策の見直しが進行した。八〇年代以降の地域政策における変化は、相互に関連するいくつかの局面においてとらえることができる。第一に、地域政策の対象とする地理的な範囲の二元化が見られる。すなわち、従来の地域政策の対象であった、産業の衰退や人口の減少が顕著な「地域政策上の優先地域」に加えて、「全国すべての地域」が地域政策の対象に含まれるようになった。第二に、かつてからの地域的不均衡の是正という目的に加えて、経済成長のために各地域の条件に合わせて企業活動を支援することが地域政策の目的に含まれるようになった。以上の二つの変化は、相互に密接に関連しており、地域政策と産業政策の相互浸透を表すものとしてとらえることができる。第三に、地域政策の手段の面での変化がある。かつての地域政策の手段は、地域政策上の優先地域に立地する企業に対する、各種の財政的支援制度を中心とするものであったが、八〇年代以降には、それらの企業立地支援だけでなく、教育、通信、交通、医療など、さまざまな政策分野に属する政策手段を地域政策目的のために動員することが求められるようになった。第四に、地域政策にかかわる決定の行われる空間として、サブ・ナショナルな地域のレベルのもつ役割がより重視されるようになった。第五に、政策実施のための組織的枠組みとして、地域レベルでの公共部門と民間部門にまたがるパートナーシップの制度化が進んでいった。⁽¹⁾

以上のような地域政策の変化は、いちどきに起こったのではなく徐々に進行してきたが、相互に強い関連性をもつ。その関連性を最も明確な形で表現するのが、一九九八年に導入された「地域成長契約」のスキームである。⁽²⁾「地域成長

契約」とは、地域レベルの国の行政機関、コミュニティ（基礎的レベルの地方自治体）、ランスティンク（中間レベルの地方自治体）、地域の企業、経営者団体、労働団体などのあいだのパートナーシップを通じて作成される協定で、当該地域における経済成長の諸条件についての分析、成長のための共同計画、共同計画の実施にたざさわる参加者間の合意文書から構成される。それは地域における教育、研究、住宅環境、文化施設、インフラストラクチャー、その他の公共サービスを成長のための資源ととらえ、それらを経済成長と雇用の拡大にむけて最も有効に活用するための枠組みとして位置づけられている⁽³⁾。

本稿は、この「地域成長契約」制度の導入を焦点として、その時点で地域政策をめぐる政党間でどのような論議が展開されたかを検討することを通じて、一九八〇年代以降のスウェーデンにおける国家の機能と形態の変容をめぐる政治の一面を照射することを目的としている。もっとも、後に述べるように、本稿で照射しうる局面はかなり狭い範囲に限定される。

2 理論的枠組み

地域政策の変更をめぐる政党間の論議それ自体の検討に先立って、まず、その課題がどのような問題関心と理論的枠組みにもとづくものであるかを明らかにしておきたい。

2-1 「国民的競争国家」ないし「シュムペーター的競争国家」と政治統合

「グローバリゼーション」、「情報化」、「第三次産業革命」などの用語で表現される、近年の経済構造の変化にともなうて、国家と市場と市民社会の間の関係に重要な変化がもたらされているという認識は、そのような抽象的な言い方に

とどまるかぎりでは、現在では広く共有されている。地域政策の変更をめぐる政治的論議の分析は、そのような変化のプロセスと関連づけられなければならない。その国家と市場と市民社会の間の関係の変化をどのように概念化するかに関しては、様々な異なった方途がありうる。ここでは、主としてポブ・ジェソップおよびヨアヒム・ヒルシュの議論⁽⁴⁾に依拠して、その変化について理論的な整理をおこなう。それは、本稿で使用する理論的枠組みの準備の最初のステップとなる。

まず、資本主義社会における国家の「特殊化」からはじめよう。ここで、国家の特殊化とは、「中央集権的な政治権力装置としての国家が、社会とその不平等関係、権力関係から形式的に分離」した、「非人格的な公的権力の装置」という形態をとることを意味する⁽⁵⁾。そこに含まれているのは、単に、正当化された物理的な強制力が国家という形態において制度化され、かつ、その制度の外部において行為する特定の個人や集団に対して自立化するという事態にとどまらない。「国家は同時に…社会的、政治的、共同的性を体现している」⁽⁶⁾。つまり、その権力は特定の個人や集団の私的な利益追求のために行使されるのではなく、「公的な」目的のために行使されるのだと観念され、この観念からの逸脱は政治的・社会的闘争を通じて修正される⁽⁷⁾。その「公的な」目的が何であるかもまた、その時々⁽⁸⁾の政治的・イデオロギー的闘争によって決定されるが、その中核には、私的所有権の保護を含む自由権の保障という目的が存在する⁽⁸⁾。

この国家の特殊化は、社会的・政治的な制度と過程に重大な効果をおよぼす。そのような効果の一つは、「資本の価値増殖過程としての経済的再生産過程が保証されつづけるかぎりでのみ」国家が存続可能であるという事態である⁽⁹⁾。そのことは、国家は、なんらかの方法で「資本の価値増殖過程としての経済的再生産過程」の進行を保障しなければならぬように条件づけられているということの意味する。国家が資本主義的な経済の再生産過程を保障するために遂行する具体的な機能と、それらの機能がそれを通じて遂行されるところの形態は、資本主義の歴史的变化とともに変化する。

そのような国家の経済機能の歴史的变化に関する把握にあたって、ジェソップおよびヒルシュは「調整様式」および「蓄積体制」の歴史的転換に関するレギュラシオン学派の議論を援用しており、われわれもそれにしたがう。

資本主義の歴史的發展は単線的かつ連続的に推移するのではなく、相対的に安定した局面と構造的な危機とが交互にあらわれるかたちで推移してきた。それぞれの安定局面における資本の蓄積過程は、それに先立つ局面あるいは／および後続する局面との関係で示差的な特徴をもつ。その特徴は、生産技術、労働組織、企業組織、市場関係などに依存する「剰余価値生産の特定の形態」の面において、また、「生産された価値の社会集団や階級への分配、生活様式と消費モデル、『資本主義的』生産様式と…『非資本主義的』生産様式の結合など」の面において見出される。⁽¹⁰⁾レギュラシオン学派における「蓄積体制」という概念は、最も抽象的には、たとえば、「特定の経済社会を成り立たせているマクロ諸変数の間の相互規定関係」⁽¹¹⁾と定義される。しかし、より具体的レベルにおいては、そのマクロ的経済諸変数の相互規定関係に表現される経済行動の束、すなわち、右のような意味で、生産・流通面と分配・消費面にまたがって示差的特徴をもつ、人々の経済行動の束として理解することができよう。

ところで、資本主義的な生産関係は市場メカニズムのみによって十全には再生産されえない。資本主義のもとでの経済的再生産過程もまた、市場メカニズムのみによっては完結しえない。それらの不完全性は、偶然的なものではなく、資本主義的關係に内在的なものととらえられる。そこから、資本主義的蓄積過程の継続を可能にするための、さまざまな非市場的ないし「経済外的」メカニズムの介入の必然性が導き出される。⁽¹²⁾それゆえ、「蓄積過程が相対的な安定性と持続性を示すのは、人々が蓄積のそのときどきの条件に合致しつつ行動し、したがってそうした条件に照応する労働・生活・消費様式と利益主張の一定の形態とを人々が実行することを可能にしているような、そういう社会的制度と規範の網の中に蓄積過程が埋め込まれているときである」⁽¹³⁾。そのような「社会的制度と規範の網」が、レギュラシオン学派

の言う「調整様式」である。そのような社会的制度には、企業、業界団体、労働組合、科学・教育機関、マスメディア、政治・行政システムの諸装置、家族などが含まれる。蓄積過程における諸主体の行為との関係におけるそれらの制度の直接のおよび間接的效果を、ここでは「調整作用」と呼んでおこう。⁽¹⁴⁾したがって、資本主義のもとでの経済的再生産を保障する国家の機能は、右の意味での調整作用の一部としてとらえられる。それゆえ、国家の経済機能は、蓄積体制の違いに応じて異なる。⁽¹⁵⁾この国家の機能面での差異は、ばあいによっては、その形態面での違いをとまなう。⁽¹⁶⁾

こうして、「安定した蓄積体制は、それに見合う調整連関が同時に実現される場合にのみ形成される」⁽¹⁷⁾。この蓄積体制とそれに見合う調整様式の安定は、ある期間継続するが、やがて危機をむかえる。新たな蓄積体制とそれに見合う調整様式は、もし生まれることがあるならば、この危機に媒介されて形成される。国家が経済の再生産過程を保障するために遂行する具体的な機能と、それらの機能がそれを通じて遂行されるところの形態の転換は、そのような危機を媒介とする蓄積体制／調整様式の転換とむすびつけて理解することができる。ここでは、第二次大戦後の資本主義的中心諸国における蓄積体制を、レギュラシオン学派にしたがって、フォード主義の概念によってとらえておこう。そのうえで、つぎに述べなくてはならないのは、おおよそ一九七〇年代以降におけるフォード主義的蓄積体制の危機を媒介とする、国家の機能と形態の転換をどのようにとらえるかということである。

ヒルシュは、「新しい『ポスト・フォード主義的』蓄積戦略の論理の核心」を「グローバル化を通じた合理化とフレキシブル化」としてとらえている。⁽¹⁸⁾そのうえで、そのような蓄積戦略に適合的な、資本主義国家の新たな類型を「国民的競争国家」として概念化している。ヒルシュによれば、企業活動のグローバル化によって伝統的な「国民」経済は終焉をむかえ、それとともに、「国家の経済政策が労働組合や『民族』資本と結びついて国内需要の調整や貿易政策による自国産業の保護に集中していた時代は終わってしまった」。いまや、

「国家の政治は、他の国家と競合して、グローバルに、よりフレキシブルに行動する資本のために有利な価値増殖条件を整えることにますます関心を払うようになっていく。ほかならぬこのことが、社会経済的に釣り合いのとれた民主主義的な社会内部の発展を可能にした条件とますます衝突するようになっていく。こうした意味において、資本主義国家の新しい類型の形成、すなわち『国民的競争国家』⁽¹⁹⁾について語る事ができるのである」。

この「国民的競争国家」の新しさは、企業の競争条件の次のような変化との関連においてとらえられている。すなわち、「グローバルな市場での競争力は、有利な要素費用―つまり、安価な労働力、低い地代ないし割安な原料―だけによって決まることはあまりなく、体系的合理化を土台として高い生産性上昇を獲得できるかどうかによってますます決まるようになっていく⁽²⁰⁾」。国家は、そのような体系的合理化を土台とする高い生産性上昇の獲得のための前提となる、「非常に複雑な枠組み条件システム」の提供を求められるようになる。そこで、「成長と雇用をめざす国家の経済政策は、投資する用意のある企業に対する直接の支援と並んで、技術革新過程と体系的合理化過程のための最適な前提を整えることができるように、その経済的・社会的環境を発展させること」に力を注ぐようになっていく。このような国家の経済政策は、フォードイズム時代のそれが「ケインズ主義的な」経済全体の調整、「および」社会的動機にもとづく―たとえば、雇用を維持するための―補助金、貿易上の障壁政策」⁽²¹⁾に向けられていたことと対照的にとらえられている。このように、フォードイズムとそれ以後とで、国際的競争の条件とともに、競争力の源泉が決定的に変化していることが、国家の経済機能の変化を要請すると考えられているのである。

ここであらかじめ、ヒルシュの言う、「国民的競争国家」類型の形成には、企業活動のグローバル化によって、「各国の政府が採用する経済政策と社会政策の余地」が切り詰められるという事態が含まれていることに注意しておこう。そうならざるをえないのは、経済的破綻を避けようとすれば、いかなる政府も国際資本の利害を考慮しないわけにはいか

ないためである、と説明される。そして、その結果、「多国籍コンツェルンは、グローバルに移動する能力と、移転するかもしれないという単純な威嚇とによって、国家、労働組合、その他の社会集団に対してもますます影響力を行使しようするような地位を獲得している」とされるのである。⁽²²⁾

他方、ジェソップは、フォード主義の危機を通じて、第二次大戦後の資本主義的中心諸国における「ケインズ主義的福祉国民国家」(KWN S)が「シムムペーター主義的・ワークフェア・ポスト国民国家・レジューム」(SWPR)に移行する傾向を見出している。その図式では、変化は四つの次元にまたがるものとしてとらえられている。ジェソップによれば、⁽²³⁾第一の次元は、私企業による継続的な利潤獲得のための諸条件を確保するうえで、国家がどのような役割を果たすかを示す。これは経済政策の領域であるとされる。第二の次元は、「労働力の再生産のための諸条件」の確保がいかになされるかを示す。これは社会政策の領域である。第三の次元は、以上の二つの活動領域の空間的組織化のあり方にかかわっている。それらの活動は、いくつかの規模の空間において遂行されるが、通常、それらのうちのどれか一つの規模が優越的である。どの規模が優越的であるかを示すのが、この第三の次元である。第四の次元は、資本の増殖と労働力の再生産を確保するうえで、市場の諸力を補う主たるメカニズムを示す。⁽²⁴⁾以上のようなジェソップの図式には、筆者にとつてうまく理解できないところが含まれている。変化について語る前提として、何の変化なのか同定されている必要がある。⁽²⁵⁾この四次元図式は何の変化について語っているのか？ 第四の次元で「国家からレジュームへ」という変化が語られているのであるから、そこで問題とされているのは「国家の変化」であるとは考えにくい。考えられるのは、調整作用の形態と内容についての変化であるが、そのように理解してよいのだろうか？ さしあたり、そのように理解すれば論理的な整合性は保たれる。しかし、そうだととしても、この図式には、先に述べた国家の特殊化についての議論との関連で欠落があるように思われる。国家の特殊化の効果として、資本の蓄積過程の国家による保障が、先に述

べたような意味で必然化されるが、それだけでなく、特殊化それ自体の中に、国家が「社会の政治的共同性を体現している」ことが含まれている。ジェソップの四次元図式においては、後者の契機、すなわち「社会の政治的共同性」がどのようにして体現されるかという契機における変化の次元が欠落しているように思われる。⁽²⁶⁾このような疑問があるので、筆者としてはジェソップの図式を、直ちにそのまま受け入れるわけにはいかない。しかし、その点はひとまず置いて、ここでは、ケインジアンからシュムペーターリアンへという、経済政策の変化の次元についてのジェソップの把握に目を向けよう。

ジェソップによれば、出現しつつあるポスト・フォーダイズムの蓄積体制は「知識を基盤とする経済」(‘knowledge-based economy’)として特徴づけられる。⁽²⁷⁾そして、ジェソップは、「出現しつつあるポスト・フォーダイズムの蓄積体制にとって適切だとみなされる経済的および経済外的諸条件を促進することにかかわる」、そのような国家が結晶化しつつあるとして、それを「シュムペーター的競争国家」と呼んでいる。そのさい、「競争国家」という用語は、「他の諸国に位置している経済的アクターおよび経済空間との競争における成功のために目下のところ決定的な重要性をもつと見なされる、経済的および経済外的条件を促進することによって、その国境内部における経済成長を確保すること、および／あるいは、…その国境内に基地をもつ資本にとっての競争上の優位を確保することをめざす」国家を指すものとされる。⁽²⁸⁾ジェソップによれば、競争国家には複数の類型がありうるが、経済政策上の役割との関連で目下のところ最も支配的な類型は、「シュムペーター的」なそれである。それは「技術的变化、イノベーション、冒険的企業(enterprise)」の促進にとりわけ関心を向け、その目的に向けてガヴァナメントおよびガヴァナンスの新たな技術の開発にのりだすという、そうした指向性をもつ国家である。⁽²⁹⁾もちろん、フォーダイズムの時代の経済政策においても、国際競争力への関心が欠けていたわけではない。違いは、競争優位の仕組みがどのようにとらえられているかという点にあ

る。すなわち、かつての「静態的な相対的競争優位」に対し、いまでは「動態的な競争優位」が問題とされているのである。前者は所与の生産要素における優位にもとづくものであるのに対し、後者は社会的に創出されたり高度化されたりされうる要因にもとづく競争優位である。⁽³⁰⁾ そのような動態的な競争優位が問題であるからこそ、「技術的变化、イノベーション、冒険的企業」の促進にとりわけ関心が向けられるのである。そして、競争優位の仕組みについてのとらえ方のそのような転換にもなつて、競争力に関する言説および戦略において、企業および業種レベルの要因だけでなく、広範囲におよぶ経済外的な制度的文脈と社会的・文化的な諸条件の役割が強調されるようになってきている。⁽³¹⁾ 「シユムペーター的」という形容句には以上のような意味が含まれているのである。また、ジェソップによれば、このようなシユムペーター的競争国家においては、「蓄積過程に対する社会—経済的諸領域全体の従属」がもたらされる。そして、それは、政治的正統性および社会的まとまりの維持という要請と容易に両立しえないとされるのである。⁽³²⁾

以上が理論的枠組みの準備のための第一ステップである。要約しておこう。資本主義社会における国家の特殊化から理論的に二つのことが導き出される。第一に、国家は社会の政治的共同性を体现するように仕向けられていること、第二に、資本の蓄積過程の国家による保障が必然化されることである。他方、資本の蓄積過程はそれぞれの時代と場所によって異なつた構造をもち、国家の形態と機能もそれに応じて異なる。一九七〇年代以降のフォード主義の蓄積体制の危機を通じて、近年、新たな蓄積体制が形成されつつあるが、その形成過程は国家の形態と機能の変化をともしないながら進行する。出現しつつあるポスト・フォード主義の蓄積体制に適合的な国家は、「国民的競争国家」(ヒルシュ)ないし「シユムペーター的競争国家」(ジェソップ)として概念化される。いずれのばあいも、国家の経済政策が、フォード主義の時代におけるケインズ主義的な需要管理を中心とするものから、「体系的合理化」のための「複雑な枠組み条件システム」の提供(ヒルシュ)ないし「動態的競争優位」の獲得のための「広範囲におよぶ経済外的な制度的文

脈と社会的・文化的な諸条件」の整備（ジェソップ）にかかわるものへと変化しつつあるという認識が、それぞれの概念の核心にある。以上の議論は、国家と市場のあいだの関係が近年どのように変化しつつあるかについての、さしあたるの理論的な見取り図として採用される。

ここで、その見取り図を背景として、ヒルシュとジェソップのいずれにおいても、ポスト・フォーダイズムへの移行にともなう国家機能の転換に即して、国家の体現する「社会の政治的共同性」と資本の蓄積過程を保障する国家の機能とのあいだの矛盾が指摘されていることに注目しよう。先の引用部分において示しておいたように、ヒルシュの「国民的競争国家」の概念には、国家の政策が「グローバルに、よりフレキシブルに行動する資本のために有利な価値増殖条件を整えることにますます関心を払う」ようになる結果、ケインズ主義的福祉国家において存在していた、「社会経済的に釣り合いのとれた民主主義的な社会内部の発展を可能にした条件」と衝突するようになるという事態が含まれている。ジェソップもまた、先に述べたように、ポスト・フォーダイズムの蓄積体制に適合的な経済政策が、政治的な正統性および社会的なまとまりの維持をより不確かなものにするという可能性に言及している。

ヒルシュによれば、そのような事態がもたらされるのは、いかなる政府も経済的破綻を避けようとするれば、国際資本の利害を考慮しないわけにはいかないため、「多国籍コンツェルン」[が]……国家、労働組合、その他の社会集団に対してますます影響力を行使しうるような地位を獲得している」ことによる。しかし、他方で、ヒルシュは、「国家と国際資本の融合、すなわち国家の相対的自律性の完全な消滅という単純な仮定」は誤りであると言う。国際的に移動する資本の誘致策といえども、「政治的に正当化され実現されなければならない」からである。このことは、「立地点相互の競争においてまったく異なる社会的・政治的諸戦略が形成される可能性」があるということの意味する³³。以上のような議論に対して提起されるべき（そして、じっさいしばしば提起されている）疑問は、異なる諸戦略のあいだにどの程

度の幅がありうるか」という問いである。より焦点を絞って提示すれば、この問いは次のように表現される。すなわち、ヒルシュの言う「立地点相互の競争においてまったく異なる社会的・政治的諸戦略が形成される可能性」の中には、「社会経済的に釣り合いのとれた民主主義的な」発展を、新たな蓄積体制に適合的な経済政策と結びつけて実現しようとする、そのような戦略が追求される可能性も含まれているのであろうか？ ヒルシュはそのような可能性を否定しているかと解される。ヒルシュの見解では、多国籍企業の利益に沿った、技術革新と「体系的合理化」の過程の進行には、社会的および空間的な断片化と分裂がともなっており、「国民的競争国家」においてそれが克服される可能性はきわめて低い。その理由は次のとおりである。

第一に、技術革新的で拡張的なセクターにおける「受益者」と伝統的な工業や遅れた工業あるいは個人的なサービス領域で働いている人々や強制的な合理化過程のなかで職を失った人々とのあいだに社会的な分裂が広がっている。このような事態に対しては、「全体的なより高度な資格付与という戦略」が対置されるかもしれない。それは「労働力の高い質や高い革新能力があれば、グローバルな資本の移動という条件のもとでも長期的に見れば高賃金や国民の豊かさが保障されるだろう」という考え方である。ヒルシュはそれに対し、むしろ「多様な『立地点』間で質をめぐって破滅的な競争が勃発するという事態」のほうがはるかに生じる可能性が高いとする⁽³⁵⁾。第二に、国民国家の空間は、工業地域や管理中枢が形成される地域とそうでない空間とに分裂し、「地域的に均衡のとれた成長をめざす国家戦略」の成果はきわめて疑わしい⁽³⁶⁾。さらに、「世界市場に統合されている最先端セクターが、強力でかつ持続的な成長を果たすことで、国家によって調整された分配政策にしたがって、社会の中の経済的に遅れた部分の面倒を少なくともいくぶんかはみることができるとであろうという期待」は、ヒルシュの見解では、「国民的競争国家の機能論理」によって裏切られる⁽³⁷⁾。

つまり、ヒルシュの見解にしたがえば、「社会経済的に釣り合いのとれた民主主義的な」発展を新たな蓄積体制に適

合的な経済政策と両立させることは可能か、という疑問に対する回答は否定的なものとなる。しかし、他にも回答の仕方はある。たとえば、マグヌス・ライナーは、フォーディズムの後に形成される可能性のある蓄積体制について、ネオ・リベリズム、へ交渉に基づく関与モデル、ネオ・テイラリズムという二つの理念型を提示したうえで、へ交渉に基づく関与モデルに沿った軌道をとれば、社会権的市民権を拡充する方向への資本主義の再編が可能であると論じている。⁽³⁸⁾

しかし、いずれの回答も、新たな蓄積体制の構築に向けられた諸政策とそれらのフィードバックに即した、十分に綿密な検討にもとづいて出されているとは言えない。より確かな回答をさぐろうとすれば、そのような政策循環の経験に即した検討を通じて、その両立可能性を問うことが必要になってくるであろう。本稿において、スウェーデンにおける地域政策の変更をめぐる政治的議論を、「地域成長契約」スキームを焦点として、検討の対象としてとりあげるさい、その基底には、以上のような問題関心がある。

2-2 経済政策の対象としてのサブナショナルな地域

理論的枠組みの準備のための第二のステップとして、新たな蓄積体制の構築に向けられる経済政策における、サブナショナルな地域の意義について論じておく必要がある。ジェソップの言うように、経済政策ないし調整の対象としての「経済」は、言説を經由して構成される。⁽³⁹⁾そこには経済活動の空間的広がり、分節化が含まれている。経済活動の空間は、フォード主義の時代には典型的には国民経済を基本的な空間的組織として分節化されていたが、ポスト・フォーディズムへの移行にはその分節化のあり方の変容がともなう。A・J・スコットは、ポスト・フォーディズムへの移行にともなう資本主義の地理的な再編を、経済活動のグローバルな空間への統合とサブナショナルな地域空間への分化との

同時進行としてとらえている。⁽⁴⁰⁾ スコットの議論は、ポスト・フォーダイズムにおける経済活動の空間的編成に関する言説の一つの代表例とみなすことができる。

一九七〇年代以降の経済のグローバル化について、スコットは標準的な理解に沿った把握を行っている。すなわち、それは現象としては、交通・通信手段および情報技術の飛躍的進歩と商品・サービス・通貨の国境を越えた移動の自由の拡張を背景とする、貿易・対外直接投資・国際的な金融取引の急速な拡大としてとらえられる。生産組織という観点からは、そこには、欧米の企業が日本や東アジア諸国の安価な製品への対抗のために第三世界に工場を移すことや、企業内分業の多国にまたがる空間的編成が含まれる。スコットの見解によれば、そのようなグローバル化のなかで、サブナショナルな地域レベルでの生産組織のあり方が重要性を増してきている。「イレギュラーかつ小規模で、高度に人格的なタイプの相互行為」と結びついている類の外部経済へのアクセスの最大化を求めて、多数の生産者が地理的に集積する、そのような立地パターンによって特徴づけられる地域が、グローバル化のなかでの経済成長のモーターとなるであろう、とスコットは予測する。フォーダイズム以後の世界における競争優位は、スコットの理解では、所与の自然的な要素に依拠するリカード的な相対的優位とは異なり、そのような地域空間の中で、社会的および政治的に形成されるし、形成されなければならないからである。そのさき展望されるのは、「相互依存する地域的な生産システムからなるモザイク」としての世界経済である。経済の空間的編成の変化についてのこのような展望にくわえて、スコットが指摘しているのは、そのような変化のなかで、地域経済の発展を促進するための、地方レベルの集合的行為が要請されるようになっていくことである。

P・クックの『ポストモダンと地方主義』⁽⁴¹⁾においても同様に、経済活動の空間的組織としての、サブナショナルな地域への着目がなされている。クックは、「ポストフォーダイズムの時代におけるもっとも顕著な発展」は、「十八、九世

紀に見られた産業地帯 (industrial district) という現象の再現」であると述べる。そこで言及される「産業地帯」は、アルフレッド・マーシャルの描写にしたがって、「多くの場合家族関係によって組織された下請け業者の緊密なネットワークと結びついている」、「特定の産物の組み合わせ生産に専門化した、主として手工業による小規模な企業が作る組織」というふうに観念される。そして、クックによれば、「このようなロカリティが：『ポストモダン』の地域経済ではもともと活力があり急成長をとげつつある生産の中心であることが、近年明らかになった」というのである。⁽⁴²⁾

これらの例に見られるような、経済の空間的組織としてのサブナショナルな地域の重要性への着目は、経済学の世界における「地理学的転回」および地理学における産業集積現象への関心の再興⁽⁴³⁾という、より広範囲の現象の一部である。この研究動向についてのサーヴェイを行ったロン・マーティンは、一方における地理学的転回をへた経済学（「地理学的経済学」ないし「新経済地理学」）と、他方における産業の地域的集積に再び関心を向け始めた経済地理学（経済地理学における「新地域主義」）とのあいだに、方法論上および認識論上の深い溝を見出している。また、それぞれの内部において、いくつかの異なった学派ないしアプローチが存在する。右に見た、スコットやクックの議論もその一部である。他方で、それらの研究成果の一部は、すでに政策提言ないし現実の政策立案への助言へとつながりはじめている。たとえば、経済学における地理学的転回に先鞭をつけた学者としてクルーグマンと並べて名前の挙げられる⁽⁴⁴⁾マイケル・ポーターのクラスター理論は、政策立案のためのツールとしてさまざまなレベルの公共組織によって採用されている。⁽⁴⁵⁾ 以上のことが意味するのは、ポスト・フォーダイズムの時代において、経済政策の対象としてサブナショナルな地域レベルの空間組織に焦点が当てられるようになってきていることである。同時に、われわれは、地域レベルの経済的空間組織の性格および発展の機制について、いくつかの異なった認識が対立していることの、現実的な意味をおさえておかなければならない。その対立は、地域レベルの経済活動に対する政策的介入の内容についての構想の多元性に反映する

ことになろう。

以上から、新たな蓄積体制の構築に向けられる経済政策についての検討を、地域レベルの経済的空間組織を対象とする経済政策に向けるといふ、研究上の方針が出てくる。本稿でとりあげる「地域成長契約」は、そのような地域レベルの経済的空間組織を対象とする経済政策としてとらえられる。その検討に際しては、政策提案をめぐる議論のなかで、地域レベルの経済的空間をどのように発展させていくかについての異なった方針のあいだの対立が見られたかどうか、また、見られたとすればそれはどのような対立であったかが、分析の焦点となる。

ここで、前項(2-1)の最後の部分で述べた問題が、経済的組織としてのサブナショナルな地域空間をめぐる認識においても再現してくることを確認しておこう。ヒルシュによれば、「『フォードイズムの時代における』社会的パートナーシップにもとづくコーポラティズムは崩壊した」が、それにかわって、「分権的で断片化されたコーポラティズムが出現している」。一例として挙げられているのはバーデン・ヴュルテンベルク州である。「同州は『対話志向の経済政策』にしたがって『協調行動』を開始した。その中では、企業家、労働組合、技術者、学者が協力している」。新たなコーポラティズムは、このように「もはや国民国家の次元で首尾一貫して確立されるのではなく、とりわけ部門、州、地域、市町村の次元で確立される」。ヒルシュによれば、それは「セクター別や地域別の生産複合体を創出することによって多国籍企業の競争上の立場を強化することをめざして」おり、また「社会の経済的・社会的断片化と分極化を強めている⁽⁴⁶⁾」。このように、ヒルシュの議論においては、ポスト・フォードイズムの経済において重要な意味を持つかもしれない、サブナショナルな地域内における諸企業その他のアクターから構成される「協調行動」もまた、「社会経済的に釣り合いのとれた民主主義的な」発展をもたらすものではないととらえられるのである。それに対して、たとえばルボルヌとリピエッツは、そのような発展の可能性を認めている。彼らは、フォード主義後における、企業活動の空間

的編成について、「領域分散型垂直的準統合」と「領域統合型垂直的準統合」の二つの可能性があると見る。後者は、同一地域における専門化企業のネットワーク形成を意味するが、さらに二つの類型に区分される。労働者の個人的競争が支配的なモデルと労働者の集団的参加をともなうモデルである。そして、ルボルヌとリピエツは、労働者の集団的参加をともなう「領域統合型垂直的準統合」モデルが、ヒルシュの言葉で言えば「社会経済的に釣り合いのとれた民主主義的な」発展をもたらさうと考えているようである。⁽⁴⁷⁾したがって、ここにもまた、理論上の対立がある。その対立をめぐって（最終的ではありえないにせよ、一定の裏づけをもった）判断をくだそうとすれば、現実の世界における事態の推移についての経験的観察が欠かせないであろう。「地域成長契約」のスキームは、サブナショナルな地域を経済成長と雇用の促進を可能にする経済的空間として構成していくことをめざすものであり、まさにそこで求められる観察にふさわしい対象と言えよう。

以上、本稿の背景にある問題関心および理論的枠組みの輪郭を示してきた。

2-3 課題の限定

国家の機能と形態の変化をとらえるさいに重要なのは、ジェソップが強調するように、その変化が「国家の構造を再編し、国家の活動の新たな方向づけをはかる」諸実践によって媒介されていることであり、そして、それらの実践が、経済学説その他の言説や新たな戦略概念を参照しつつ行われていることである。そのことは、国家の機能と形態の変化を具体的な出来事に即して分析するさいに、それらの実践の絡み合いとそれらの実践において参照される言説に目を向ける必要性を示唆している。本稿ではその示唆にしたがって、「地域成長契約」スキームの導入を含む地域政策に関する政府提案に対する国会審議のなかで、各政党組織ならびに各政党に所属する議員によって表明された言説の分析を行

う。

言うまでもなく、政治には言説における対立だけではなく、社会勢力間の対立も含まれているが、本稿の射程は後者には及ばない。また、先に提示した問題への取り組みにおいては、「地域成長契約」が各地域でじっさいにどのような構成され、どのような成果をもたらしてきたかについての観察も欠かせないが、その作業も本稿の対象外である。本稿の課題は、「地域成長契約」スキーム導入をめぐる政治についての、言説における対立に即しての分析に限られる。

3 一九九八年の地域政策提案をめぐる国会論議

3-1 地域政策に関する政府提案の概要

「地域成長契約」制度は、一九九八年に国会に提出された地域政策に関する政府提案 (Prop. 1997/98: 62) のなかで提案された。同提案は、内容的に見れば、地域的な経済的・社会的格差を縮小するための、狭義の地域政策に関する部分と、全国のすべての地域においてそれぞれの地域的な条件に応じて持続的な経済成長をはかることを目的とする、「地域産業政策」に関する部分との、二つの部分から構成されている。⁽⁴⁸⁾

狭義の地域政策に関する部分においては、一九九〇年代に進行した地域的不均衡の拡大についての認識および各地域における産業の将来的な発展についての予測から、地域間の均衡化をはかるための取り組みを強化する必要性が導き出されている。そのための具体的な手段としては、地域政策上の優先地域における企業活動に対する各種の補助事業、地方自治体への財政支援、道路網・鉄道・空港・電話・郵便・インターネットなどの各種の物的インフラストラクチャーの整備、地方における高等教育の拡充、EUの構造基金の利用、過疎地・農村の開発事業などが提示された。

他方、「地域産業政策」においては、国境を超えた市場競争が激化するなかで、一定の地理的範囲にねざした諸企業のネットワーク形成、および各地域における「多様な政策分野においてなされる、産業促進的取り組みの調整ならびに有効性の向上」を通じて、国際的競争力の維持をはかることによって、持続的な経済成長を達成するという方針が掲げられた。その目的を達成するための中心的手段として提案されたのが、「地域成長契約」制度であった。別のところで述べたように、⁽⁴⁹⁾その立案過程においては、先に触れたような、経済学の世界における「地理学的転回」および経済地理学における「新地域主義」という理論動向が意識されていた。したがって、ここでは産業の地理的集積と競争力の確保とのあいだの関連が、なんらかのかたちで意識されていたと考えられる。なお、それぞれの地域における、「地域成長契約」の「締結」に向けてのイニシアティブと取りまとめは、原則としてレーン⁽⁵⁰⁾庁の任務とされた。

3-2 政府提案に対する各党の主張

以下では、右の政府提案に関する各党の主張を、国会の常任委員会（「労働市場委員会」）報告、各党が提出した政党動議、および本会議での審議記録にもとづいて整理する。⁽⁵¹⁾なお、政権与党である社会民主党については、政党としては政府提案を全面的に支持しているため、以下の整理においては対象に含めていない。

〈穏健党〉

穏健党は、政府提案に対する政党動議（Motion 1997/98: A20）において、基本的なレベルで政府案を批判し、みずからの提唱する代替方針を五点にまとめて提示している。

第一に、社会民主党政権の手によって近年実施された、地域政策的観点から見て「最も有害な」方策の廃止が求められる。そこで「最も有害な」方策として、具体的にあげられているのは、ガソリン税・軽油税・車両税の増税、旅費控

除のための下限額の切り上げ、電力使用税の増税、原子力発電所閉鎖の決定である。それらの方策は、スウェーデンの産業全般にとって国際競争力上の不利な条件をつくりだすものであるが、ノルランド地方の主要産業が自動車による原材料や製品の運搬や電力の使用に強く依存しているため、とりわけ、その地方の経済的發展を阻害する、と論じられる。また、同地方においては冬の寒さがより厳しく、住居から公共施設や商店等への距離も遠いため、それらの方策は住民の生活面でも、とりわけその地方の住民に不利益をもたらすものであるとされる。

第二に、「企業環境の根本的な改善」が求められる。ここで「企業環境の根本的な改善」ということで意味されているのは、基本的には、企業および勤労所得に対する課税の軽減と労働法規の見直しである。これは、利潤に対する課税と労働コストが高いことが、起業や雇用の増加を妨げているという認識にもとづく。

第三に、全国にわたって、情報技術の利用についての良好な条件をつくりだしていくことが求められる。もっとも、そのことは政府の提案においても重視されており、この点については基本的な対立は見られないと言えよう。ただし、穏健党の提案はそのための方策・手段の面で、市場メカニズムをできるだけ活用することを提唱するものとなっており、その点では政府および社会民主党の政策と対立している。

第四に、大学のある場所から離れた土地に住む人々に高等教育の機会を提供するために、情報技術の利用がはかられるべきことが提唱される。この点について、政府は、情報技術を利用した遠隔地教育に関する計画の開発と実施のための特別委員会を設置することを提案している。また、合わせて、情報技術を利用した遠隔地教育のための技術開発センターをハルネサンド (Härnösand) に設置することを提案している。穏健党は、この技術開発センター設立構想に真っ向から反対している。そこで求められているような技術開発は市場のアクターにまかせるべきであり、国家の介入は必要ないというのがその理由である。

第五に、高校卒業者を対象とする、質の高い職業教育の拡充が求められる。これは、十分な教育を受けた労働力が不足しているという認識にもとづく。この点についても、第三点目と同様、基本的な方向性としては政府提案との対立は見られない。

以上の五点にわたる代替策に加え、穏健党は、政府提案に対しいくつかの点にわたって批判を加えている。それらについては網羅的にとり上げることとはせず、必要と思われる点にかぎって触れておく。まず、「地域成長契約」制度の導入について穏健党がどのような立場をとっているかを確認しておこう。穏健党の動議によれば、「地域成長契約」の発想は、抽象的なレベルでは首肯できるとされる。その理由は、その制度が、さまざまな地方および地域の利害関係者に對して、地域の発展事業に参加する新たな可能性を開くかもしれないからである。しかし、より具体的なレベルで政府の提案を検討すると、「地域成長契約」制度導入の提案は拒否せざるをえないという結論が出される。二つの問題点が指摘されている。一つには、地域成長契約の作成過程が長期にわたり、「契約」が政府に認められるまでその内容についての大きな不確実性が残ることが問題とされる。そのような不確実性は、企業家が投資決定を行うために必要とされる予測可能性を著しく侵害すると論じられる。より重要な懸念が、「契約」作成のための交渉過程の最終段階で内閣の承認が必要とされている点に向けられている。そこで懸念されているのは、そのような方式が国家の計画による経済活動の統制につながる可能性である。

穏健党の批判は、政府提案における交通政策にかかわる部分にも向けられている。そのさいの基本的観点の一つは、最も見返りの大きい (Tönsam) 投資を優先すべきという考え方である。その観点から、ストックホルムとエステルスوند (Östersund) の間の高速鉄道接続やボトニア鉄道 (Botniabanan) への投資、あるいは国道四五号線への投資に對して疑問が提出されている。

また、地域政策上の補助金に関しては、「農村支援補助金」(landsbygdsskødet)を例外として、それらを廃止し減税財源にまわすべきだというのが、穏健党の方針である。それとの関連で、地域政策上の優先地域における企業の社会保険費用負担の軽減措置は、政府提案のとおり、廃止するのが適当だとされている。

起業を支援するためのリスク資本の提供についても、穏健党の立場は市場重視である。民間の貯蓄およびリスク資本の投下への課税を軽減することによってリスク資本市場を活性化させることがもっとも重要で、それができれば国家機関によるリスク資本提供への介入は必要なくなると思われる。

穏健党はまた、その動議の中で、地域政策の決定および実施にかかわる組織的枠組みについて独自の提案を行っている。それは、過疎地対策庁(Glesbygdsværet)を廃止し、産業開発庁(NUTEK)にあらたに一部局を設けて、そこにそれまでの過疎地対策庁の機能を移行することを骨子とするものであった。過疎地対策庁をNUTEKに統合することによって、農村および過疎地に向けられる活動が強化され、より効果的なものになるであろうということが、提案の理由として述べられている。

以上のような穏健党の見解は、経済活動を取り巻く環境と経済活動それ自体の性格とにおける大きな変化についての一定の認識を背景としている。とくに重要視されているのは、グローバル化によって世界市場における競争がより激しいものになっていること、スウェーデンの企業にとって中欧および東欧の労賃および租税コストの低い地域に立地する可能性が開けたこと、そして、かつては物的なインフラストラクチャーが経済成長の推進力であったのに対し、現在から将来にかけては情報技術がその役割を果たすであろうこと、である。このような認識は、基本的に政府提案の背景にある認識と違わない。

地域政策に関する、中央党の基本的立場は、もっとも抽象的なレベルでは、次のように表現される。

「人々と企業は、全国のどの地域においても同等の条件をもつべきである。地域間の均衡は、人々がどこに住み、どこで働くかについての選択の自由の前提である。それぞれの場所と地方の有する特殊な性格は、産業上のおよび文化的な多様性を発展させるために利用されるべきである。……市場経済は集中化をもたらす傾向がある。したがって、市場は、経済成長に悪影響を与えることなしに集中化に対抗する、そのような政策上の取り組みによって補完されなければならない。国家は力強い経済成長という目標と地域間の均衡という目標とを両立させるといふ、包括的な責任を負っている。」(Motion 1997/98 : A21)

では、「経済成長に悪影響を与えることなしに集中化に対抗する、そのような政策上の取り組み」とはどのようなものであろうか。中央党が依拠しようとしているのは、経済の成長している大都市地域以外の場所で、自分たちの住む地域を守り、そこにある可能性を利用するという、そういった活動に従事している人々の存在である。たとえば、「地方の発展をめざす会」(Lokala utvecklingsgrupper) や「故郷団体」(hembygdsföreningar) や居住地のスポーツ団体などを通じて、社会的に必要とされるサービスを自らの手で確保しようとする活動がある。そこでは、「匿名性は消え、自らの責任と可能性がより明確となり、同時に、社会的な絆は強化される」とされる。そのような活動を重視することは、次のような人間観、すなわち「他の人々との交流 (samspelet) を通じて、個人は人生の質を高める」という人間観と結びついている。そのような他人との交流を通じて人生の質を高めることは、多くのばあい「家庭や児童・生徒の親の会や「地域の」団体や小企業のような、小規模で自発的意思にもとづく共同性」の中で達成されるとされるのである。

このような立場から、中央党は、自らの地域の発展をめざすそうした活動が、さまざまな困難に直面していることに目を向ける。そして、地域政策の役割は、そのような活動の発展を可能とするような、基礎的サービスとインフラスト

ラクチャーの必要に応えることであるとされる。また、このような認識にもとづき、特殊には地域政策の、より一般的には民主主義と福祉の発展についての、「パースペクティブの転換」が求められる。求められるのは「下から上へのパースペクティブ」であり、したがって、地域政策に関して言えば、諸計画の作成ならびに資源の用途決定などに関する、地方自治体への分権化である。

以上のような基本的観点から、中央党は、地域政策上重要な意味をもつさまざまな政策手段について、ある部分では政府提案を評価し、別の部分ではそれを批判し対案を提示している。ここではそれらのすべてに触れることはせず、必要と思われる範囲に限って中央党の見解を整理しておこう。まず、集中化に対抗するために必要不可欠な前提として、交通・通信手段があげられる。そのうち、郵便については、中央党は、株式会社化以降とくに人口密度の低い地域でサービスが悪化しているという認識に立っており、全国どこにおいても同料金でほぼ同じ水準のサービスが確保されるように策を講じる点について、政府の対応は十分ではないと批判する。先端的なIT技術を用いた通信基盤の建設について、中央党は、二つの理由から、それを積極的に進めるべきだとする立場に立つ。一つは、勤め先から遠く離れたところに居住している人の自宅勤務が可能になること、もう一つは、企業の立地選択に幅をもたらすことである。また、大都市からの遠隔地であることから生ずる不利な条件を軽減するための手段として、道路、鉄道、航空などの交通手段を拡充・改良することが重視される。したがって、中央党は、国道四五号線への投資、ボトニア鉄道建設、地方自治体空港への運営費補助などに関する政府提案を支持しているが、さらにそれを上まわる、より手厚い政策的対応を求めている。交通・通信手段と並んで重視されているのが教育である。とくに高等教育については、高等教育進学者の地域間格差への対応として、中小規模の地方大学や通信教育に予算配分上より重点を置くことを求めている。⁵²⁾

また、農業と（たとえば食品工業のような）その関連産業が、とりわけ農村地域において有する、雇用にとっての重

要性という観点から、スウェーデンの農業の国際競争力を強化するための取り組みの必要性が強調される。中央党によれば、その点で、政府提案はまったく不十分であるとされる。

穏健党が原子力発電所の閉鎖に対し反対する立場をとっていることとの対比で、ここで中央党のエネルギー政策について触れておこう。エネルギー生産が自然環境におよぼす悪影響を軽減するために、エネルギー使用を節約すること、エネルギー利用の効率を高めること、再生可能なエネルギー源への転換をはかることが、同党のエネルギー政策の基本である。再生可能なエネルギー源への転換は、同時に、大規模発電から小規模で分散的な発電システムへの転換を意味する。それゆえ、それはこれまで雇用機会が減少傾向にあった地域における雇用機会の増大にも寄与するとされる。

中央党は、とくに大都市以外の地域における雇用にとって、小企業の増加がもつ意味を重視しており、企業一般にとっての好条件をつくりだす産業政策とならんで、「小企業のための特別の資源投入」がなされるべきだと主張する。そこで必要とされるのは、企業活動を取りまく法令規則の簡素化および企業への課税の軽減だけでなく、小企業向けのリスク資本の供給である。後者に関して、中央党は、政府がその地域政策提案においてALMI⁽⁵³⁾の活動を重視していることを肯定的に評価しつつ、政府予算案を上回るALMIへの予算投入を主張している。

さらに、前述のような基本的立場から、協同組合形態による社会サービスの提供が増加しつつある現実が肯定的に評価され、その活動に対する支援は公的な責任であるとの主張がなされる。それとの関連で、いわゆる「社会的経済」の強化が唱えられる。中央党が社会的経済および協同組合形態による社会サービス提供を促進しようとする、その理由は、次の点にある。すなわち、住民の健康で文化的な暮らしのためには必要な活動であっても、営利企業にはそれに対する投資の意欲がなく、公共機関は財源不足のためにそれを行うことができないような、そういう活動がそれらの形態を通じて提供されうるというのが、その理由である。協同組合活動あるいは社会的経済に対する支援の具体的方策としては、

それらに対する助言を行うことを任務とする公共機関を全国各地に設置することが提唱されている。これは政府提案に含まれている方針と一致している。

産業政策および地域政策を担当する国の行政庁の組織問題にかかわる中央党の提案についても、ここで触れておく必要がある。中央党はNUTEKの地域政策部門と過疎地対策庁を統合して、あらたな行政庁（それは仮に「地域政策」庁と名づけられる）を設置することを提案している。それは、農村・過疎地域のかかえる問題への、国の行政庁レベルでの対処をより強化するための組織変更と目されている。この提案は、穏健党が過疎地対策庁をNUTEKの一部門として統合することを提案しているのと対照的である。⁽⁵⁴⁾

地域政策の決定および実施にかかわる組織に関して、中央党は、右の点だけでなく、より大きな枠組みにかかわって、分権化を通じての民主主義の強化という、従来からの主張をあらためて展開している。地域政策上重要な効果をもつ政策は、国のさまざまな異なった行政庁によって決定・実施されている。そのことは、一方では諸政策領域間の協働と優先順位づけを妨げており、他方では「政治的審級の外部で」多くの決定がなされるという事態をもたらししている。政治的審級の外部で決定がなされることは、選挙によって選出された政治家のあいだの討論なしに決定がなされることであり、したがってまた、政治的責任が問われないことにつながっている。以上のような議論にもとづいて、中央党は、地域の発展に関連するさまざまな分野の政策についての決定権を地方自治体に分権化することを主張している。また、中央党は、国の内閣のレベルにおいては、地域政策を担当する大臣がさまざまな政策分野間の調整により強力な役割を果たすようにすべきだと述べている。

「地域成長契約」制度の導入に関する政府の提案を、中央党は基本的に支持する。その提案は「直接選挙によって選ばれた議会を備える、レーン段階での民主主義への道における一步前進」であるとされる。

地域政策上の優先地域に立地する企業への支援策について、穏健党が基本的に否定的な態度をとっていたことを先に見たが、中央党はその必要性を擁護するだけでなく、むしろそのための予算配分の増額を要求している。また、政府提案に含まれている、雇用者の社会保険費用負担の軽減措置の一部削減に関しても、穏健党とは逆に、強く反対している。

〈国民自由党〉

国民自由党のばあい、地域政策の目的は、「それぞれの個人が働く場所と住む場所を自由に選択する可能性を大きくすること」(Motion 1997/98: A33)と定式化される。そのためどのような政策手段がとられるべきかを考えるうえでの出発点として、「それぞれの地域の有する、それぞれに特有の発展可能性」が置かれる。そのような発展可能性は、地方レベルのイニシアティブによってのみ利用されうるとされる。言いかえれば、「地方に存在する諸資源の動員は、政治的な決定による上からの命令によってはなされえない」とはいえ、「地域政策はさまざまな仕方での発展を支え、容易にし、促進することができる」。このような国民自由党の地域政策の基本的観点は「動員政策」という用語で表現される。それは、同党の説明によれば、これまでの地域政策の基本的アプローチからの、すなわち「企業誘致政策」(「*kaliseringspolitik*」)からの転換を意味している。政府の地域政策提案は、国民自由党に言わせれば、依然として企業誘致政策の原理に立っており、それゆえ役に立たないものである。

地域政策の手段としては、狭い意味での地域政策上の手段だけではなく、交通・通信、教育、研究、文化などの政策領域での取り組みが重要となっているとされる。とくに、「中心的な重要性」を持つようになるのは、小企業の活動および新たな起業を一般的に容易にするための政策である。また、経済成長のための基礎的な経済的条件である、「低い利子率と投資に友好的な環境」が存在しなければ、いかなる地域政策上の手段も機能しないと主張される。

以上のような考え方に立って、国民自由党は、地域政策上重要な意味をもつさまざまな政策手段について論じている。

ここでもそれらのすべてに触れることはせず、必要と思われる範囲に限って同党の主張を見ておこう。まず、交通手段に関しては、政府提案にある国道四五号線の改良とE4号線のバイパス建設、ストックホルム―エステルズ間の高速鉄道路線開設の早期化、ボトニア鉄道の建設、地方空港への補助の拡大のいずれについても、基本的に支持が表明されている。また、それに加え、北部地方の道路の維持・改修のためにもっと手厚い費用手当てをすべきことや、高速鉄道路線の開通にもなってこれまでよりも停車駅が少なくなることを避けるべきことなどの注文がつけられている。

教育政策の分野では、「輸出市場における厳しい競争」の中で生き残るために、高度な水準の技術による質の高い製品の製造が要求されるようになっていくという観点から、より多くの人が高等教育を受けられるようにする必要があると論じられる。そのための一つの手段として通信教育の利用が位置づけられる。その点にかかわって、情報技術を利用した遠隔地教育のための技術開発センターをハルネサンドに設置するという政府提案が、肯定的に評価されている。

国民自由党は、大都市以外の地域における文化活動に地域政策上の資源を投入することの重要性にも触れている。なぜそれが重要かについて、三つの理由が示されている。第一に、文化活動はそれ自体が創造的な活動であるため、別の領域においても人々の創造力を生み出す。第二に、文化的な表現活動は、しばしば、人々が自分たちを見つめなおすことに導く。第三に、文化的活動に接する機会のあることは、その土地に人々をひきつけるために役立つ。これらの三つの理由から、それぞれの地域における文化活動の充実は、「発展の力と創造的な精神」をつくりだすための重要な前提条件だとされるのである。

地域政策上の優先地域における社会保険費用負担の軽減措置の廃止に関する政府提案に関して、国民自由党は反対している。

政府提案に対する国民自由党の批判が正面から向けられるのは、産業政策に関してである。国民自由党に言わせれば、

政府提案には、衰退の危険にさらされている地域における企業活動の条件を改善するための、いかなる具体的方策も含まれていない。それに対して同党が対置する主たる方策は、民間サービス部門の雇用者の社会保険費用負担の軽減、税負担の軽減を通じてのリスク資本の供給の増加、小企業の条件に合わせた労働法規の改正、選択的な企業支援策の削減、地方自治体所有会社の私有化などである。

「地域成長契約」に関しては、明示的なたちでは国民自由党の意見は表明されていない。同党は「地方における動員を達成するための重要な方法は協働と調整である」という観点から、たとえば、農村地域における社会サービス提供のために、郵便会社、職業紹介所、レイン庁の支部、ALMI、コミュニケーションなどのあいだでつくられている協力体制のもつ可能性を肯定的に評価している。しかし、その議論は、社会サービスの提供の民営化へと方向づけられており、地域産業政策におけるパートナーシップは未だ視野に入っていないようである。

〈左翼党〉

左翼党による政府提案に対する批判の重点の一つは、政府提案において両性間の（不）平等という観点が決定的に不足しているという指摘にある。しかし、その論点は、本稿での問題関心との関連においては別個に扱うべき事柄であると思われるので、以下ではそれには触れない。

左翼党の政党動議 (Motion 1997/98: A47) における総論部分で指摘されていることの一つは、衰退の危機にさらされている地域が国際的な環境変化と競争とについていくうえで、知識の発展と技術革新をはかることの重要性である。左翼党は、そのために中央政府がとるべき多くの手段があることを認めつつ、「下からのペースペクティブ」が基本的な方針とされるべきとする。やや別の角度からは、技術開発における先進性といわゆる社会経済との混合こそが、衰退の危機にある地域の回復をはかる方途とされる。

左翼党は、政府提案において産業クラスターについての議論がなされている⁽⁵⁵⁾ことに触れつつ、それとの関連でも産業構造のあるべき姿について論じている。そこでは、スウェーデンには多数の産業クラスターが存在するにもかかわらず、北部地方にはほんの少数のクラスターしか存在しないということに注意が向けられる。しかも、北部地方に存在するクラスター（主としてパルプ産業と製紙業）は資本集約的で、かつ生産性の上昇が著しいため、今後その分野での雇用の増大は見込まれない。他方、労働集約的な産業が支配的な地域の成長率は低く、また、それらの産業は労賃の低い外国との競争にさらされている。それゆえ、いずれの地域においても、より知識集約的な産業を増やす方向で産業の幅を広げていく必要があるとされるのである。その点で、たとえば過疎地域における民間サービス業に対するNUTEKの支援策のような、国の施策が重視される。

他方で、左翼党の関心は、財政を通じての資源の地域的な再分配にも向けられている。大都市とその周辺地域に立地する、研究開発部門を中心とする産業が収益をあげるとは、地域間（および個人間）の再分配のための原資をもたらすものととらえられている。また、人口の不均衡の拡大が、人口流出地域へ配分される国の補助金の減少をもたらすという逆の再分配効果にも注意が向けられている⁽⁵⁶⁾。

以上のような認識を基本として、左翼党は、政府提案において示されている具体的な諸方策について、評価と批判ならびに独自の提案を提示している。まず、交通インフラに関する政府提案については、全般的に、好ましい方向への一歩前進であると評価される。ただし、これまでに計画されている規模を上回る投資が検討されるべきであるとされる。また、そのさい東西方向の交通路に今後ますます重点が置かれるべきであるとされる。通信・情報インフラに関しては、すべての人が同一費用で通信・情報インフラにアクセスできるようにするために、政府によってとられるべきいくつかの手立てが提案されている。

政府提案では、高等教育機関に対する資源配分の方法を通信教育により手厚い資源配分が可能となる方向で見直すことが示唆されていたが、それに関して左翼党は歓迎の意を表明している。また、情報技術を利用した遠隔地教育のための技術開発センターをハルネサンドに設置するという政府提案に関しては、そのような技術開発センターを設置することの必要性を基本的に肯定しながらも、その設置場所や組織形態については、通信教育問題に関する審議会（DUKOM）の最終答申を待つて決めるべきであるとする。

地域政策上の企業に対する立地支援策に関して、左翼党は、遅れた産業構造を維持する効果をもたらすような支援策には反対というのが、同党の基本姿勢であるとする。左翼党の説明によれば、そのような立場から、同党は以前から社会保険費用負担の軽減措置に疑問を提出してきており、したがって、政府がそれを政策評価の対象とすると決定したことをこれまで肯定的に評価してきた。しかし、それだけに、政策評価の作業の結果を待たずに、いきなり社会保険費用負担の軽減措置の一部廃止を提案していることについては、受け入れることはできない、と左翼党は主張している。

先に見たように、過疎地および農村地域への資源の再分配が必要だというのが左翼党の主張であるが、しかし同時に、それらの地域の発展をはかるためには、そのような資源配分だけでは足りないことが強調されている。住民の能動的な取り組みと「自己の力と自分の住む場所に存在する可能性とに対する強い信頼」とが欠けているならば、外からの支援策は役立たないとされる。それゆえ、同党も「下から上へのパースペクティヴ」への転換の必要性を唱える。その考えによれば、「地域社会の労働と社会サービスにかかわる発展をめぐる問題に関して、地域社会のイニシアティブの権利、すなわち困難のありかと解決方法についての定式化を行う権利が認められるべき」なのである。

左翼党は「地域成長契約」について、基本的には賛意を表明している。左翼党の観点からすれば、それぞれの地域はその発展方向について自ら決定する可能性を与えられなければならないが、その決定は「地域発展のためのさまざまな

活動領域間にまたがった長期的なプログラム」を通じてなされるべきである。そのようなプログラムを通じて、地域の発展方向の見通しが与えられ、さまざまなアクターが同じ方向に向って力を合わせる事が可能になるからである。地域発展に対する支援のための国からの資源の配分も、そのような条件が整っていることを前提とすることによって、もっとも効果的に役立つとされる。左翼党の理解では、政府の提案する「地域成長契約」スキームは、以上のような考え方に沿ったものである。それゆえ、それは正しい方向への一歩前進とされるが、同時に、それはレーン段階での「民主主義の不足」を引きずっているがゆえに、その面では批判の対象となる。レーン・レベルにおかれる、住民の直接選挙によって選ばれた議員からなる議会が、「地域成長契約」にかかわるより多くの決定権とより大きな影響力を持つべきであるというのが、左翼党の主張である。

リスク資本の供給に関して、左翼党は、各地域に設置される地域基金および地域証券取引所という構想を提示している。そのような構想は、「現在市場に存在するリスク資本の大部分は大都市および大学都市に向っている」という現状認識にもとづく。

〈環境党〉

環境党によれば、近年再び増加傾向を示す国内の異なった地域間の人口移動が続くならば、社会的にも、環境面においても、また経済的にも、スウェーデンの住民全体に大きな負担がかかる。それを防ぐために、多くの政策領域における積極的な取り組みが求められている。そのさい、国家の責任は重要であるが、同時に、政策ができるだけ住民に近いところで形成されることが重要であるというのが、環境党の基本的立場である。その地域政策の目標と原理についての考え方は以下のようなかたちで列挙されている。

・地域自治の拡大。地域レベルの住民の直接選挙によって選出された議会により多くの決定権を移譲することをめざす。

・それぞれの地域における経済的および生態的な均衡の維持。地域経済に対する補助金への依存を減らすことができるようにすることをめざす。

・地域政策上の支援策は「自助に対する援助」の原理にもとづかなくてはならない。たとえば、森林地帯地域への支援策として、木材加工業への援助を行う。

・ネットワーク、個人、企業文化、能力開発、女性および移民による起業、中小企業に向けた技術伝播等を発展させるための、特別な地域政策上の手段に力を入れること。

・研究開発への資源投入。

・「村の発展をめざす会 (byutvecklingsgrupper)」や「過疎地イニシアティブ」などを通じて、社会的経済の強化をはかる。

・生態的に維持可能な経済という目標に貢献しうるよう、地域政策に環境の観点を織り込むこと。したがって、地域経済に対する援助は、環境保護技術や労働集約的な事業に向けられるべきである。また、交通・通信インフラストラクチャーの改善については、鉄道網の強化・生活道路の改善・高速道路投資の削減・電話およびITについての全国単一料金制の導入などをめざす。

・「居住と利用の結合」の原則をできるだけ適用する。すなわち、可能なかぎり地域の住民が地域内の生産手段を所有すべきである⁽⁵⁷⁾。

・たとえば交通システムなどに関する規制緩和措置をとるさいには、全国のどこでも生活上の必要に応えられるようにという、地域政策上の観点が尊重されなくてはならない。

・過疎地では公共部門が極めて大きな意味をもつので、国の事業所の移転に関しては地域政策上の観点が尊重されなく

てはならない。

・コミューンごとに経済的な前提条件の違いがあっても、諸個人が安心して生活できるための基本的条件は全国どこでも同じでなくてはならない。

地域政策の目標と原理についての以上のような考え方に立って、環境党は政府の地域政策提案に対する批判と評価を開陳している。たとえば、飛行機の利用は自然環境への負荷が大きいことから、長距離の航空貨物輸送の援助に公的な資源を投入することに環境党は反対する。具体的には、政府がカラックス (Kallax) 空港経由の貨物輸送を増加させることをめざしていることに批判が向けられる。

地域政策上の優先地域において認められてきた社会保険費用負担の軽減措置を、農業、林業、狩猟、漁業、サービス部門などに関して撤廃するという政府提案に対しても、環境党は反対している。それは環境党が、それらを過疎地の再生の基盤となる産業として重視していることにもとづく。同じ理由で、環境党は輸送費に対する補助金 (transport-stöd) の対象地域・規則の変更に関する政府提案に反対している。提案されている変更がノルランド内陸地方における木材加工業に大打撃を与えるものと予想されるからである。

ノルランド基金は、環境党によれば、成長企業のみが利用できる仕組みになっている。環境党は成長企業にはそのような援助は必要ないという立場から、同基金に対してさらに二億クローネの出資を行うという政府提案に反対し、その分を小企業に対する補助金に回すことを主張している。環境党はまた、企業の所有が地域に根ざしたものであることを重視する観点から、地域の証券取引所を発展させることを提案している。

〈キリスト教民主党〉

キリスト教民主党は、「効率的で責任ある市場経済が良好な福祉の一つの前提である」という考え方をとるが、同時

に「市場経済はそれだけでは良き社会をつくりだすのに十分ではない」のであって、「社会的および生態学的な考慮によって統御されなくてはならない」とする。そこから地域政策の必要性もでてくる。同党の動議 (Motion1997/98: A22) において、地域政策の目的は「全国すべての地方において生命力のある地域を發展させることに寄与すること」と定式化される。⁽⁵⁸⁾ 生命力のある地域とは、すべての年代の人々が住み、働き口・良質な公共サービス・良好な自然環境・豊かな文化を備えた、そのような地域としてイメージされる。

地域政策への取り組みにあたって、同党は、補完性の原理を重視する立場から、それぞれの地域がみずから、地域の發展についての第一義的な責任を果たすべきだとする。そこから、コミュニティおよび地域レベルの自治を拡大することによって、コミュニティと地域の自治体がその責任を果たす可能性を強めることが求められる。それとともに、コミュニティと地域の自治体の活動における「農村の寄合い (byalag)」や「村の發展をめざす会」との協力や、協同組合や地域の団体による地域の發展のための取り組みを促進することの重要性が強調される。他方で、国のなすべきことは、一般論のレベルでは、教育とインフラストラクチャーの提供や起業および企業活動のための条件整備を通じて、地域の發展にとつての基礎的な条件をつくりだすことであるとされる。言い換えれば、「企業活動にとつてのより良い環境・經濟成長・雇用増をめざす一般的な政策が、衰退しつつある地域において雇用の増大をもたらすためにも最良の前提をつくりだす」とされる。しかし、同時に、衰退傾向にある地域の置かれている不利な条件(国内の中心地から遠いこと、地域市場の規模が小さいこと、高等教育を受けた人材の不足など)を補う、一般的、積極的地域政策が必要であるとも主張される。

以上のような基本的な観点から、キリスト教民主党は政府の地域政策提案に対する批判と評価ならびに対案を提示している。同党の方針を理解するうえでとくに重要だと考えられる点にしばって、具体的な論点に即してその主張を見て

いこう。まず、特定地域における社会保険費用負担の軽減措置を、農業、林業、狩猟、漁業、サービス部門などに関して撤廃するという政府提案に対して、同党は環境党のばあいと同様の理由によって反対している。政府提案は、それらの産業が成長可能性を持っていないという判断を前提とするが、それは当たっていないのである。キリスト教民主党は、さらに、農村における仕事と居住の基礎は競争力のある農業企業と食品産業にあるとして、それらの企業への課税（たとえば電気税や軽油税）の軽減を求めている。

政府提案において地方空港の運営への国家補助の計画が示されていることに対して、同党は歓迎の意を表明しているが、補助の対象が一部の地域に限定されていることに対しては批判的である。

「地域成長契約」スキームの導入について、キリスト教民主党は、それがうまく機能する可能性を認めつつも、企業活動にとっては「契約」期間の三年よりももっと長期的な展望が必要とされるということへの考慮が欠けている点を指摘している。

地域政策上の補助金については、「適切な場所に適切な時期に配分される小額の支援は全体の発展にとって大きな意義を持つ可能性がある」と述べられており、同党は一般論としてはその有用性を認めていると解される。より具体的には、「農村支援補助金」については維持が、「転居補助」についてはその廃止が主張されている。

NUTEKが過去十年間手がけてきた、企業の立ち上げ資金貸付け事業によって約一万五千人分の職場が作りだされたという評価にもとづいて、その事業に追加資金を投入することをキリスト教民主党は、予算審議において提案していた。したがって、ここで審議の対象となっている地域政策に関する政府提案において、政府がそのような追加資金の投入を考慮することを表明していることを、キリスト教民主党は歓迎している。

3-3 政党間の位置関係についての分析

以上に見てきたように、政府の地域政策提案に対して各党が同意・批判・対案提示の対象とする論点は、多岐にわたっていた。その多岐にわたる論点ごとに対立の構図は異なっているが、われわれの関心からは、さしあたりまず、三つの対立軸が重要なものとして浮かび上がってくる。まず、(1) 競争力、経済成長ないし雇用の確保を促進するメカニズムとして、市場における競争を重視するか、それとも集合的な取り組みや公的な制度的な支えを重視するか、という対立軸である。つぎに、(2) 空間的な経済秩序の望ましい姿あるいは将来展望として、ヒエラルキカルな空間編成を想定するか、それとも自立的な地域経済のネットワークを想定するかに関して、対立が存在する。さらに、(3) 地域間の経済的・社会的不均衡を是正するために、あるいは、それぞれの地域の発展を支えるために、発展の遅れた地域への公的資源投入をどの程度重視するかという点をめぐる立場の違いが見られる。以下では、これら三つの対立軸を用いて、政党間の対抗関係を分析していく。

一九九八年の地域政策提案およびそれをめぐる国会審議全体を見渡して明らかなのは、三つの軸のいずれにおいても、穏健党が一方の極のかなり近くに位置していることである。第一に、競争力、経済成長および雇用の確保を促進するメカニズムに関して、穏健党は、市場における競争を重視し、政府の介入や集合的な手法はできるかぎり避けるべきという立場に立っている。情報技術の利用にとってより良い条件をつくりだすことなど、狭く限られた範囲で政府の関与を求めているが、それを除けば、穏健党の基本的な主張は、所得税およびエネルギー課税の減税と規制緩和である。そこには、市場での競争に対する制限をできるだけなくし、かつ企業の負担を軽くしさえすれば、おのずから競争力は強化されていき、経済成長と雇用の増大がもたらされるといふ想定が含まれていると言えよう。先に見たように、同党は、

政府提案における情報技術を利用した遠隔地教育のための技術開発センター構想に対して反対し、そこで求められている技術開発は市場のアクターに任せるべきであると主張する。また、リスク資本の供給に関しても、市場にまかせるべきであり、国家機関によるその提供は必要ないと主張していた。これらの主張は、競争力、経済成長ないし雇用の確保を促進するメカニズムとしてであつても、経済活動への公的な制度的介入はできるだけ避けるべきであるという考え方の反映である。基本的にはこの観点から、「地域成長契約」制度の導入に対して、穏健党は反対している。第二に、将来の空間的な経済秩序の姿に関する見通しに関しては、穏健党は明示的には何も語っていない。しかし、世界都市への経済的中枢機能の集中化傾向という近年の経験⁽⁶⁰⁾に照らせば、市場の諸力に発展をゆだねるといふ基本方針からは、自立的な地域経済のネットワークというよりは、ヒエラルキカルな空間的経済編成がもたらされやすいと見るのが自然であろう。それゆえ、穏健党のばあい、その点について語らないということは、ヒエラルキカルな空間編成がもたらされることは問題にするに値しないという考え方を表現していると解釈される。第三に、発展の遅れた地域への公的資源投入に関しては、穏健党は明らかに否定的である。地域政策上の企業補助金について、同党は原則廃止の方針をかかげている。地域政策上の優先地域における企業の社会保険費用負担の軽減措置の一部廃止を支持するのも、そのような資源投入に否定的であることを示している。過疎地対策庁を産業開発庁に統合するという提案も、過疎地対策の比重を低下させることにつながるものであり、発展の遅れた地域への資源の投入に対する否定的姿勢の表れと見ることができる。

以上のように穏健党は、首尾一貫してネオ・リベリズムの立場に立っており、政党間の位置関係を測定するにあつての基準とすることができるといふ。そこで、穏健党との対比でそれぞれの対立軸上の各政党の位置関係を見ていこう。

第一に、競争力、経済成長ないし雇用の確保を促進するメカニズムとして、市場における競争を重視するか、それとも集合的な取り組みや公的な制度的な支えを重視するか、という対立軸において、国民自由党は、穏健党と同様、経済

成長を促進するメカニズムについては、市場における競争を重視する立場に立っている。先に見たように、経済成長のための基礎的な条件をつくりだすための政策手段として、同党が提唱していたのは、民間サービス部門の社会保険費用負担の軽減、税負担の軽減を通じてのリスク資本供給の増加、雇用関係に関する規制緩和、選択的な企業支援策の削減、地方自治体所有会社の私有化などであり、企業の負担を減らしつつ市場競争の範囲を広げることが求められるものであった。

中央党は、「経済成長に悪影響を与えることなしに集中化に対抗する、そのような政策上の取り組み」による市場経済の補完を唱える。つまり、市場の働きは経済成長をもたらすと同時に、望ましい社会の形成にとって負の効果もおよぼすととらえて、その負の効果を抑えるための公的な政策を求めている。逆に言えば、政府の活動は市場の働きのもたらし社会的不均衡への対処という観点からとらえられており、経済成長そのものの原動力については市場の働きに依拠するという立場であると言えよう。それゆえ、中央党もまた、企業活動をとりにくく法令規則の簡素化および企業課税の軽減を要求するのである。しかし、中央党と穏健党および国民自由党との間には距離がある。市場の働きのもたらし社会的不均衡への対処という性格をもつ政府の活動にも、さまざまな性格のものがあり、「事後的な」不均衡の是正や地理的に不利な条件に対する補填という性格のものもあれば、経済成長ないし雇用増大をもたらす企業の事業展開を支援する性格のものもある。中央党は、小企業向けのリスク資本の提供にかかわる取り組みについては、市場の働きだけにまかすというのではなく、公共的な支援策の必要性を認め、ALMIの活動への政府提案を上回る資源投入を要求している。中央党の認識においては、雇用の増加は主として小企業の増加に依存するとされるので、小企業へのリスク資本の提供に関する政府の支援策は、後者の性格をもつと考えられる。したがって、中央党は、限られた範囲においては雇用増大のためのメカニズムとして、公的な制度的支えを重視していると言えよう。キリスト教民主党も、具体的な政策手段についての判断では違いがあるが、基本的には中央党と同じ立場に立っていると見てよいと思われる。

政府および社会民主党は、競争力の強化、経済成長および雇用の増加をもたらすメカニズムとして、これら両党よりもさらに、集約的な取り組みや公的な制度的な支えを重視している。政府提案に含まれる地域産業政策はまさに、全国すべての地域において経済成長と雇用の増大をはかるために、それぞれの地域における各レベルの統治機関の諸活動を動員することに照準を合わせるものであった。それだけでなく、地域産業政策の中心的な手段として打ち出されている「地域成長契約」制度の構想は、産業の発展を支えるための各地域における政策の決定および実施の組織的枠組みとして、パブリック・プライベート・パートナーシップを導入するものであり、経済成長および雇用の増加をもたらすメカニズムにおける新機軸という意味を持っていた。

左翼党と環境党は、スウェーデン全体の競争力あるいは経済成長の確保という問題には間接的にも触れずに、経済的に衰退傾向にあり人口の流出が止まらない地域において、いかに持続可能な経済を再生するかという問題に議論をしばっている。その限られた範囲においては、両党とも、市場における競争よりも集約的な取り組みと公的な制度的な支えを重視している。

第二に、将来の空間的な経済秩序についての見通しに関しては、いずれの政党も直接には言及していない。しかし、各政党は、国会審議における意見表明のなかで、その点についての推測を可能にする手がかりを残している。地域政策についての国民自由党の基本的姿勢は、「それぞれの地域の有する、それぞれの特有の発展可能性」を、地方レベルのイニシアティブによって利用することをめざすものと表現されていた。そのような地方レベルのイニシアティブとの関係で、地域政策は、さまざまな手段を通じてそれぞれの地域の「発展を支え、容易にし、促進する」という、支援的な役割を果たすものとして位置づけられる。そして、発展を支える手段として、たとえば、大都市以外の地域における文化活動に地域政策上の資源を投入することがあげられている。そのばあい、それぞれの地域における文化活動の充実は、

「発展の力と創造的な精神」をつくりだすための重要な前提条件として重視されている。以上のことだけから、将来の空間的な経済秩序について、国民自由党のいづく展望がどのようなものかについて結論することはできないが、すくなくとも、穏健党のばあいよりは、自立的な地域経済が展望されている可能性は大きいと言えよう。

中央党は、先に見たように、地域社会において小規模で自発的な意志にもとづく共同の絆を形成して自分たちの住む地域をまもる活動に従事している人々の活動を重視している。また、小規模で分散的な発電システムへの転換の望ましさを主張する。そして、雇用の増大のために大企業よりも小企業に依拠しようとしている。これらのことは、どちらかと言えば、空間的な経済秩序の望ましい姿として、ヒエラルキカルな空間編成よりも、自立的な地域経済のネットワークを想定するほうに親和的であると考えられる。しかし、それらは必ずしもヒエラルキカルな空間編成と両立しないわけではない。

環境党について言えば、「それぞれの地域における経済的および生態的な均衡の維持」、「自助に対する援助」および「居住と利用の結合」という環境党の主張は、空間的な経済秩序の望ましい姿として、自立的な地域経済のネットワークを想定していることを、より強く暗示している。同党が、地域経済に対する補助金への依存を減らすことができる条件をつくりだすことを一つの目標としている点も、そのような解釈に支持を与える。

左翼党は、いずれの地域においても産業の幅を広げていく必要性について語っている。また、地方レベルの証券取引所や地域基金の設置による、資本の地域内循環という構想を持っている。そのかぎりでは、左翼党は自立的な地域経済志向であると見られる。

キリスト教民主党は、その地域政策の目的を、「全国すべての地方において生命力のある地域を発展させることに寄与すること」と定式化している。この表現から導き出されるのは、それぞれの地域における自立的な地域経済の発展と

いうイメージである。

政府提案は分裂したメッセージを発している。⁽⁶¹⁾ 一方では、経済成長の牽引力となる知識集約的産業が大都市に集中し、周縁地域ではそれらの産業の下請けとして標準化された製品の製造にたずさわる産業や労働集約的産業が営まれるという、地域間の分業が想定され、かつ周縁地域は地域間再分配政策による補助金の受け手とみなされている。これは、将来展望として、ヒエラルキカルな空間編成のイメージと重なる。しかし他方では、同じ政府提案において、「それぞれの地域に存在する前提条件から出発して、企業の増加と成長ならびにそれを通じて雇用の増大に貢献するような、持続可能な経済成長を促進すること」が、「地域産業政策」の目的として定式化されている。これは、それぞれの地域において自立的な地域経済を形成していくことをめざしているかのような印象を与える。このような意味で、政府提案において示される、経済秩序の空間的編成に関する将来像は両義的なものにとどまっているのである。

第三に、地域間の経済的・社会的不均衡を是正するための、あるいは、それぞれの地域の発展を支えるための、発展の遅れた地域への公的な資源投入に関しては、先に見たように、穏健党は原則的には否定的な姿勢をとっていた。他方、政府提案には、さまざまな形でそうした資源投入が、地域政策上の手段として位置づけられている。他の政党は、この二つの立場に対してどのような位置関係に置かれているであろうか。国民自由党は、主として交通手段の整備と教育の機会拡大にかかわる分野で、発展の遅れた地域への特別の資源投入を支持している。たとえば、交通手段の整備に關しては、国道四五号線の改良やストックホルム―エステルサンド間的高速鉄道路線開設の早期化、ボトニア鉄道の建設、地方空港への補助の拡大について、基本的に政府提案に対する賛意を表明している。それだけでなく、北部地方の道路の維持・改修のためにもっと手厚い費用手当てをすべきことや、高速鉄道路線の開通にもなっただけでなく、北部地方の停車駅が少なくなること避けるべきことなどの注文をつけており、そのかぎりでは、経済的発展の遅れている地域に

対する、政府の計画を上回る資源投入を求めている。したがって、この点では、国民自由党の立場は、社会民主党をあいだにはさんで、穏健党とは反対の側に位置している。さらに、地域政策上の優先地域における社会保険費用負担の軽減の一部廃止という政府提案に対しては、国民自由党は、中央党、左翼党、環境党、キリスト民主党の各党と並んで反対している。したがって、この点でも国民自由党は、穏健党とは反対の側に位置している。しかし他方で、国民自由党は、この年度予算審議において、「支出分野19」に関して、政府予算案に対し約27%の削減を要求していた。ちなみに、穏健党も同分野の支出額の削減を要求したが、その規模は政府予算案の約17%であった。「支出分野19」は、地域政策上の優先地域に立地する企業に対する補助金に主としてあてられている。したがって、発展の遅れた地域への資源投入に関して総体的に見るならば、国民自由党の立場は、穏健党とその他の政党との中間あたりに位置づけられよう。

中央党、左翼党、環境党、キリスト教民主党はいずれも、交通手段の整備、高等教育の機会についての地域的な不均衡の是正、地域政策上の優先地域における社会保険費用負担の軽減の一部廃止という政府提案に対する反対、地域政策上の優先地域に立地する企業に対する補助金の利用、通信インフラストラクチャーに関する全国的な利用条件の平等化などに関して、相互にある程度の考え方や重点の置きどころの違いを含みながら、基本的な姿勢としては、政府・社会民主党よりも手厚い資源投入を求める立場に立っている。つまり、これら四党は、発展の遅れた地域への特別の公的な資源投入に関しては、社会民主党をあいだにはさんで、穏健党とは反対の側に位置していることになる。

3-4 「地域成長契約」制度の導入をめぐる議論

政府の提案した「地域成長契約」制度は、国境を超えた市場競争が激化し、技術の変化が急速に進む環境のなかで、全国の各地域における経済成長と雇用の確保に資するために、地域内の諸企業のネットワーク形成および各地域にお

る「多様な政策分野においてなされる、産業促進的取り組みの調整ならびに有効性の向上」をはかることをねらいとしていた。このような政府の構想に対する各政党の反応について、すでに個別に述べてきたが、ここであらためて、その構想をめぐる政党間の論議がどのようなものであったかを確かめておこう。

各党はそれぞれの政党動議の中では、「地域成長契約」制度の構想に対して、次のような態度を表明していた。穏健党は、主として、国家の計画による経済活動の統制につながるおそれという理由から、「地域成長契約」制度の導入に反対していた。中央党と左翼党は、基本的に提案を支持するとともに、レーンのレベルにおける民主主義的代表機関がより大きな役割をはたすべきことを主張している。キリスト教民主党は、ただちに反対も支持もしないという姿勢をとった。国民自由党と環境党は「地域成長契約」には言及していない。

国会の本会議での審議では、「地域成長契約」制度の導入に関する議論は総じて低調であった。のべ六六人が発言している中で、その点に触れたのは五人だけであった。政党別の内訳は、社会民主党1、穏健党1、左翼党3である。そのうちの二つの発言はほとんどついでに触れただけというものにすぎない。残りの三つは、社会民主党の議員と左翼党の二人の議員からの発言で、いずれも、それを肯定的に評価する理由を述べている。しかし、いずれにおいても、それほど立ち入った議論は展開されていない。「地域成長契約」制度をめぐる賛否の意見が議場で闘わされるという場面もなかった。

このように「地域成長契約」制度をめぐる国会での論議は、量的に見て低調であったが、質的に見ても、重要と思われる論点に触れていないことに注意しておかねばならない。先に述べたように、「地域成長契約」制度の導入という政策の立案過程においては、経済学の世界における「地理学的転回」および経済地理学における「新地域主義」という理論動向が意識されていた。そのことは政府の提案書には明示されていた。にもかかわらず、本会議においてそのような

理論的裏づけにまで立ち入った議論はいっさいなされていないのである。⁽⁶²⁾ そのような理論動向は、単なる学問の世界の中だけの問題ではなく、現実の世界で政治的および経済的主体が経済的諸関係にどのようなにはたらきかけていくかという、そのはたらきかけかたにもかかわりを持ち始めている。そのことを考えれば、その点をめぐる国会での論議における空白は、気に留めておくに値する事実であろう。

4 むすびにかえて

以上、「地域成長契約」制度の導入を焦点として、一九九八年の地域政策提案をめぐり政党間でどのような論議が展開されたかを検討してきた。そのさい、われわれの関心は、地域レベルの経済的空間をどのように発展させていくかについて、政党間にどのような見解の対立があったかという点にあった。本稿においては、その点に関する政党間の見解の対立を、三つの対立軸に沿って示してきた。また、経済成長を支える政策手段の新機軸として提案された、「地域成長契約」制度については、国会における立ち入った議論なしに導入が決定されたことが確認された。本稿での、各政党の言説および政党間の見解の対立についての分析は表面的なところにとどまっているが、今後の分析を進めるための手がかりを獲得することはできたと思われる。それらの手がかりを利用して、サブナショナルな地域の経済的空間組織をめぐる政策の循環過程の分析にのりだすことが次の課題となる。

注

(1) 穴見明「スウェーデンにおける地域政策の変容」(1)、(2)『大東法学』第一五卷一号(二〇〇五年十月)、二号(二〇〇六年三月)。

(2) 同上。

- (3) 初回の計画期間は二〇〇〇年から二〇〇三年で、政府の呼びかけにこたえてすべてのレーンで地域成長契約が作成された。二〇〇四年にはじまる第二期の計画期間に入るにあたって、名称は「地域成長プログラム」に変更された。
- (4) Bob Jessop, *The Future of the Capitalist State*, Cambridge: Polity Press, 2002. (邦訳、ボブ・ジェソップ『資本主義国家の将来』御茶の水書房、二〇〇五年。同書からの引用にあたっては必ずしも邦訳書に従っていない。) ヨアヒム・ヒルシュ『国民的競争国家』(木原滋哉・中村健吾訳) ミネルヴァ書房、一九九八年。
- (5) ヒルシュ、前掲、五一―一頁。本稿における国家の「特殊化」についての理解はヒルシュの議論に依拠している。この国家の「特殊化」は、(たとえば)想定上の「資本の論理」なるものにしたがって(自動的に生ずるものとしてではなく、「政治的・社会的闘争の中」でなし遂げられる)(一五頁)ものとして理解されなければならない。この点については Jessop, op. cit., p. 37も参照。
- (6) ヒルシュ、前掲、一四頁(傍点はオリジナル)。以下同様。
- (7) 言うまでもなく、この「修正」は常に必ずなされるという性格のものではない。ここで言うおうとしているのは、そのような「修正」がなされる限りで「特殊化」について語ることができるということである。
- (8) この「中核」についても、注(5)で「特殊化」について述べたことがあてはまる。
- (9) 同上、一六頁、二二頁。 Jessop, op. cit., p. 43.
- (10) ヒルシュ、前掲、五〇頁。
- (11) 山田鋭夫『二十世紀資本主義：レギュラシオンで読む』有斐閣、一九九四年、四八頁。
- (12) Jessop, op. cit., pp. 18-21. 言うまでもなく、この「必然性」は機能主義的に理解されてはならず、「経済外的」メカニズムの介入によってはじめて資本主義的蓄積過程の進行が可能になるという意味で理解されなくてはならない。資本主義的蓄積過程の進行にとって適切な「経済外的」メカニズムが存在することは必然的に保証されているわけではない。
- (13) ヒルシュ、前掲、五〇頁。
- (14) 「特定の社会、特定の時代：」の「諸制度総体は：そこで活動する個人や集団の価値意識や行動様式を規定し、こうして特定の『ゲームのルール』が形成され、経済活動が特定の形で誘導されていく。」「制度諸形態を、そういった『ゲームのルール』の形成による経済活動の誘導という面からみれば、それは『調整様式』(…)とよばれ」る(山田、前掲、四六頁)。このような理解に従うならば、「調整様式」の語は特定の制度的諸形態を指すもので、行為そのものを指しているのではない。(この区別は、制度が時空間においては人々のその都度の行為を通じてのみ存在するという事情によって無効になるわけではない。)他方、資本主義的蓄積過程の継続を可能にするための、さまざまな非市場的ないし「経済外的」メカニズムには、「ゲームのルール」の形成による経済活動の誘導」以上のことが含まれていると考えられる。たとえば、特定の時点でとられる赤字財政による景気回復策は、後者の範疇におさま

らない。ここでは、この用語上のおさまりの悪さの暫定的な処理方法として、さまざまな非市場的メカニズムによる経済活動の誘導全般を指すばあいには「調整」ないし「調整作用」の語を用いる。

(15) この関係は、蓄積体制の違いが国家の機能の違いをもたらすという因果関係としてとらえられてはならない。この点については、ヒルシュ、前掲、五二頁、Jessop, op. cit., p. 75, A・リビエツ『奇跡と幻影』新評論、一〇八七年、二七頁、R・ボワイエ『資本主義vs資本主義』藤原書店、二〇〇五年、二五頁などを参照。

(16) ごく単純化されたかたちで例示すれば、たとえば、夜警国家から福祉国家への発展にもなつて立法国家から行政国家への転化が観察されてきた。

(17) ヒルシュ、前掲、五二頁。

(18) 同上、一〇〇頁。

(19) 同上、一一四―一一五頁。

(20) 同上、一一七頁。

(21) 同上、一二〇頁。引用部分の「」内は筆者による補足。以下、同様。

(22) 同上、一〇五、一三三頁。

(23) Jessop, op. cit., pp. 53-54.

(24) ヒルシュも、国民国家や国家間組織とならんで、「形式的には『私的』な行為者が経済的・政治的過程にますます決定的な影響をおよぼすようになっていく」ことに注目している。そして、「こうした発展を通して、国民国家は、一国の次元でも国際的次元でも調整の中核としてのその地位を失う傾向にある」と述べている。ヒルシュ、前掲、一〇九頁。

(25) たとえば、一年ぶりに会った知人が前よりもやせていることを見出す場合、前提として、目の前の相手が一年前に会った当の知人であることが同定されている。

(26) ここで問題にしているのは、ジェソップの議論全体ではなく、その四次元図式に限ってである。他方、ジェソップの四次元図式には、少なくとも、しばしば区分されないで論じられる諸次元を明確に分けて概念化している点において利点が見られる。

(27) *ibid.*, p. 97.

(28) このような「競争国家」の性格づけは、ヒルシュのそれとの微妙なずれを含む。ヒルシュのばあい、「競争国家」は、「他の国家と競合して、グローバルに、よりフレキシブルに行動する資本のために有利な価値増殖条件を整えること」により大きな関心を払う国家である。そこでは、競争の主体は諸国家である。しかし、この文脈では、その違いは重要ではない。

(29) Jessop, op. cit., pp. 95-96.

- (30) *ibid.*, p. 119.
- (31) *ibid.*, pp. 108-109.
- (32) *ibid.*, p. 132.
- (33) ヒルシヤ、前掲書、一三五頁。
- (34) この場合、「新たな蓄積体制」それ自体が未決定であり、経済政策はそれに対して構成的に関与するということに注意しなければならない。
- (35) ヒルシヤ、前掲書、一二二—一二三頁。
- (36) 同上、一九—二〇頁。
- (37) 同上、一二二頁。
- (38) J. Magnus Ryner, *Capitalist Restructuring, Globalization and the Third Way : Lessons from Swedish model*, London : Routledge, 2002.
- (39) Jessop, op. cit., pp. 7, 92, 103.
- (40) Allen J. Scott, Regional Motors of the Global Economy, *Futures* vol. 28, No. 5 (1996), pp. 391-411.
- (41) P・シットン『ポストモダンと地方主義』日本経済評論社、一九九五年 (Philip Cooke, *Back to the Future : Modernity, Post-modernity and Locality*, Routledge, London, 1990.)
- (42) 同右、二〇七頁。
- (43) Ron Martin, The new 'geographical turn' in economics : some critical reflections, *Cambridge Journal of Economics* 1999, 23, pp. 65-91.
- (44) *ibid.*, p. 67.
- (45) Ashheim, B., Cooke, P. and Martin, R., The Rise of the cluster concept in regional analysis and policy, in Ashheim, B., Cooke, P. and Martin, R. (eds.), *Clusters and Regional Development : Critical reflections and explorations*, Routledge, 2006. pp. 1-29.
- (46) ヒルシヤ、前掲書、一六九—一七一頁。
- (47) Leborgne, D. and Lipiets, A., New technologies, new modes of regulation : some spatial implications, *Environment and Planning D : Society and Space*, vol. 6, 1988, pp. 263-280. ヒルシヤはリウコハンビのこのよびな考案に対して、明示的に反対してゐる。ヒルシヤ、前掲書、二〇三—二〇四頁。
- (48) 同提案のより詳しい内容については、穴見、前掲論文(2)を参照されたい。

- (49) 穴見、前掲論文(2)、一二〇頁以下。
- (50) レーンは全国を21に分割する国の地方行政区であり、レーン庁は各レーンに置かれる国の行政官庁である。
- (51) 利用したのは以下の資料である。
Arbetsmarknadsutskottets betänkande 1997/98: AU11
Motion 1997/98: A20 (m), Motion 1997/98: A21 (c), Motion 1997/98: A22 (kd), Motion 1997/98: A33 (fp), Motion 1997/98: A47 (v), Motion 1997/98: A54 (mp),
Riksdagens protokoll 1997/98: 102 (Onsdagen den 6 maj)
- (52) ここで「大学」と表記したものは högskola と呼ばれるもので、スウェーデンでは universitet と区別されるが、ともに日本における大学に相当する。
- (53) ALMI は、正式名称を「ALMI 企業パートナー株式会社 (ALMI Företagspartner AB)」といい、一九九四年の国会の決定にもとづいて設立された国有会社である。それは、一種の持株会社で、21のレーンのそれぞれに置かれている子会社のそれぞれの51%の株式を所有している。ランステイニングおよびコミュニティの協働機関が、各子会社のその他の株主となっている。ALMI 全体の基本的な課題は、経済成長とスウェーデンの産業の更新をはかるために、競争力のある中小企業の発展を促進し、起業を促すこととされる。その課題をALMIは、金融業務とコンサルタント業務を通じて果たす。(http://www.almi.se/)
- (54) 中央党の提案は明らかに過疎地対策庁の資源の増大をめざしている。それに対し、穏健党の提案は、過疎地対策庁がそれまで担ってきた機能の縮小につながる蓋然性が大きい性格のものである。仮に穏健党の提案に沿った組織統合がなされたとすると、NUTE K「本体」と過疎地対策庁の機能が移された部局とのあいだで、資源の配分や政策方針をめぐる対立が生じたばあい、他の条件が同じであれば、後者の意向が抑えられることになるであろう。
- (55) これについては、穴見、前掲論文(2)、一二頁以下を参照されたい。
- (56) これは、地方自治体への国の補助金が、地方自治体の人口の年齢別構成や経済的諸前提とほとんどかわりなく、人口数に応じて配分されることによってもたらされる効果として説明されている。
- (57) この点に関して具体的に言及されている事例のひとつは、一九九〇年代初頭に行われた土地所有法制にかかわる自由化と規制緩和の結果、地域外の資本による森林の伐採が進んだことである。
- (58) ちなみに、この表現およびそこで言及されている「生命力ある地域」のイメージは、同党も加わったブルジョア・ブロック四党の連立政権によって一九九四年に国会に提出された地域政策提案における、地域政策の目的の定式化において現われていたものと同じである。

(59) 言うまでもないことかもしれないが、ここで言う「対立」は「あれかこれか」という対立ではなく、理念的に構成される複数の極からの距離の違いを意味している。

(60) 加茂利男『世界都市』有斐閣、二〇〇六年。

(61) 穴見、前掲論文(2)。

(62) その理由については、今のところそれを明らかにするための事実データは手元にない。一つの可能性としては、そのような理論動向がまだ議員のあいだで知られていなかったという説明がありうるが、裏づけなしの推測にとどまる。